

あづま総合運動公園広告表示要領

(目的)

第1条 この要領は、福島県都市公園条例、同施行規則及び福島県広告事業基本要綱（平成20年6月2日付け20文第836号総務部長通知）及び福島県広告掲載基準等に基づき、福島県（以下「県」という。）が設置し指定管理者に管理を委託している福島県営あづま総合運動公園（以下「あづま総合運動公園」という。）内の施設への広告の表示について必要な事項を定めるものとする。

(広告の表示施設及び位置)

第2条 広告の表示施設は、あづま総合運動公園内の県営あづま球場（以下「野球場」という。）、県営あづま総合体育館（以下「体育館」という。）及び県営あづま陸上競技場（以下「陸上競技場」という。）とし、表示位置は別添図面の区画及び大型映像装置の画面等とする。

(常設広告)

第3条 常設広告は、次の各号に規定する区画に限り表示できる広告とする。

- (1) 野球場の区画は、寸法横8m、縦1.5mとし、外野フェンスの14箇所とする。
- (2) 体育館の区画は、寸法横5m、縦2m及び横8m、縦4mとし、2階観客席の壁面の14箇所及び同壁面で館内四隅の4箇所の合計18箇所とする。
- (3) 陸上競技場の区画は、寸法横6m、縦1mとし、外周フェンス部内側の12箇所とする。

2 常設広告は、1箇月以上連続して表示する広告とする。

3 常設広告を表示できる期間は最大3年間とし、これを更新するときの期間についても同様とする。

(仮設広告)

第4条 仮設広告は、前条に規定する区画内外を問わず表示できる広告とする。

- 2 仮設広告は、競技大会、コンサート又は上映会等（以下「大会等」という。）の開催期間のみ表示する広告とする。
- 3 仮設広告は、看板類、横断幕、のぼり旗その他これらに類するものによる表示とする。

（仮設広告を申請できる者）

第4条の2 大会等の会場となる施設の使用の許可（福島県都市公園条例第5条の2に規定する許可。）を受けた者（以下「大会等の運営者」という。）に限り、仮設広告について申請することができる。

- 2 前項に規定する申請することができる内容には、大会等の運営者がとりまとめるスポンサー広告を含む。

（仮設広告の表示を禁止する場所）

第4条の3 仮設広告の表示を禁止する場所は、貴賓席周辺部及び大型映像装置の画面外枠部とする。

（大型映像装置による広告）

第5条 大型映像装置による広告は、大型映像装置の画面に表示する広告とする。

（大型映像装置による広告を申請できる者）

第5条の2 大会等の運営者に限り、大型映像装置による広告について申請することができる。

- 2 前項に規定する申請することができる内容には、大会等の運営者がとりまとめるスポンサー広告を含む。

（適用除外）

第6条 仮設広告としての許可を要しない広告は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 大会等参加者のユニフォーム又は所有物等に表示すること。

- (2) 大会等参加者への贈呈物、大会等関係者が持込む備品又は大会等の準備設営を行う関係者の着衣等に、一時的に表示すること。
- (3) 入場料を徴収する大会等又は営利を目的とする大会等で、大会等の名称、参加団体名又は主催者名等（以下「広告類似物」という。）を表示すること。
- (4) 入場料を徴収しない大会等又は営利を目的としない大会等で、広告類似物又は協賛者名等を表示すること。

2 大型映像装置による広告としての許可を要しない広告は、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 競技場内の状況を表示する際、競技場内に設置されている常設広告、仮設広告又はインタビューボード等が背景として映ること。
- (2) 広告類似物を表示すること。

（広告の募集）

第7条 常設広告の募集は、県のホームページ等により随時、公募する。

（公園内行為許可の申請）

第8条 広告を希望する者は、表示開始日の20日（土日祝祭日を除く。）前までに福島県都市公園条例施行規則に規定する公園内行為許可申請書（第6号様式）を県に提出するものとする。

2 前項に規定する申請書の提出があったとき、県は福島県都市公園条例、福島県都市公園条例施行規則、福島県広告事業基本要綱及び福島県広告掲載基準等に基づき審査するものとする。

3 前項に規定する審査の結果、広告表示を認める場合、県は広告表示に係る使用料（以下「広告料」という。）の納期限の10日（土日祝祭日を含む。）前までに納入通知書及び許可証を発行する。

4 広告を希望する者は、前項に規定する納入通知書により表示開始日の前々日（当該日が土日祝祭日であれば、当該日より前で直近の土日祝祭日を除く日）までに広告料を納入する。

(広告料)

第9条 広告料は、下記のとおりとする。

広告の種類	施設名	広告料	1区画の面積	1区画の価格
常設広告	野球場	37,710円/年・㎡	12㎡	452,520円/年
	体育館	12,570円/年・㎡	10㎡(2階観客席の壁面)	125,700円/年
			32㎡(館内四隅)	402,240円/年
	陸上競技場	37,710円/年・㎡	6㎡	226,260円/年
仮設広告	野球場	1,680円/日・㎡		
	体育館	1,680円/日・㎡		
	陸上競技場	1,680円/日・㎡		
大型映像装置による広告		13,420円/分		

- 2 広告料は、県が指定する日までに一括納入する。
- 3 表示期間に月単位の期間が生じるときは、1年間の広告料を12箇月で除した金額を月当たりの広告料とし算定する。
- 4 表示期間を分単位、日単位又は月単位としたとき、端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 5 仮設広告の価格は、板、布等の表示面積により算出し、面積に小数点以下の端数が生じる場合は切り上げるものとする。

(広告の作成)

第10条 広告の作成は広告主の責任及び負担で行うものとする。

- 2 広告は次の各号全てに該当するものでなければならない。
 - (1) 太陽光や照明に反射するものでないこと。
 - (2) 観客及び大会等関係者の安全を阻害するものでないこと。
 - (3) 大会等の運営に支障となるものでないこと。
 - (4) 景観との調和を損なうものでないこと。
- 3 野球場の外野フェンスの広告に使用する色は、白色又はクリーム色とし、商標、キャッチフレーズ、企業名又は商品名等に限る。

(広告の表示、撤去及び維持管理等)

第11条 広告の表示、撤去及び維持管理は、原則として、広告主の負担とする。

- 2 広告の表示、撤去及び維持管理は、県、広告主及び指定管理者で協議し適正な時期に実施する。
- 3 広告を表示する前及び撤去した後の現地状況については、県又は指定管理者と立会確認するものとする。
- 4 広告の表示及び撤去は、公園内行為許可の期間内に行わなければならない。なお、表示及び撤去に時間を要する場合は、その期間を含め許可を受けることとする。
- 5 広告主は、表示期間中、十分な強度が確保できる素材を使用し、はずれや剥がれないよう確実に壁面等に表示するとともに、競技施設としての安全性を確保しなければならない。
- 6 広告を取り付けようとする施設の壁面等が屋外にある場合、広告主は、風雨等により施設が劣化、破損しないような仕様及び取り付け方法により、広告を表示しなければならない。
- 7 広告にはずれや剥がれが生じ、競技に支障が生じる可能性があるときは、県又は指定管理者の判断で撤去等の措置ができる。この際、広告主に損害が生じた場合にも県又は指定管理者は責任を負わない。
- 8 広告表示期間中に広告に破損等が生じた場合及び前項により撤去した場合は、広告主の責任で修復しなければならない。
- 9 広告主は、自己の負担により、広告の撤去後には現状に回復しなければならない。

(広告内容等の修正)

第12条 県は、広告の内容、デザイン等が各種法令基準や競技仕様等に違反し、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第13条 広告の内容等を変更する場合、広告主は、表示開始日の15日(土日祝祭日を除く。)前の日までに福島県都市公園条例施行規則に規定する公園内行為変更許可申請書(第7号様式)を県に提出し、その許可を受けなければならない。

(広告表示許可の取消し)

第14条 県は、次の各号に該当するときは、広告表示の許可を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。
- (2) 第12条の規定により広告修正を広告主が行わないとき。
- (3) 広告内容等が、各種法令基準等に違反し、あるいはそのおそれがあるときで、第12条の規定によっても解消できないとき。
- (4) その他、広告表示を継続することが適切でないと判断したとき。

- 2 前項第2号から第4号までの規定により広告表示の取り消しがなされたときは、広告主は速やかに当該広告を撤去しなければならない。なお、広告主に損害が生じた場合においても、県は責任を負わないものとする。
- 3 前項の規定によっても広告主が広告を撤去しないときは、県が広告主に代わって撤去等の措置をすることができる。

(広告表示の取下げ及び表示の一時停止)

第15条 広告主は自己の都合により広告の表示を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告表示を取り下げるときは、公園内行為(変更)許可を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により広告表示を取り下げた場合は、納付済みの広告料は返還しない。
- 4 県は、施設の利用に支障があると判断したときは、広告の表示を一時停止できる。この際、広告主に損害が生じた場合でも県は責任を負わない。

(大会等の休止や延期)

第16条 仮設広告において、天候等の理由により大会等が中止又は延期され、広告が表示できない場合や表示日に大会等が開催されない場合でも、広告を表示したものとみなし、広告料は返還しない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容や表示された広告の安全性等、広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後のあづま総合運動公園広告表示要領第9条(表中陸上競技場及び大型映像装置による広告を除く。)の規定は、この要領の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後のあづま総合運動公園広告表示要領第9条(表中陸上競技場及び大型映像装置による広告を除く。)の規定は、この要領の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

(図面 (県営あづま球場))

(図面 (県営あづま総合体育館))

(図面 (県営あづま陸上競技場))